

平成22年1月13日

三井 信夫 様

(加入員番号 1234-5)

日本ボウリング場厚生年金基金
連絡先：03(5642)6448

支給義務移転のご案内

あなたは、21年11月1日で厚生年金基金の加入員資格を喪失されました。
当基金は、厚生労働省「企業年金等の通算措置に係る事務取扱い準則について」
第6-2に基づき、あなたが加入していた期間に係る基本年金の支給義務を「企
業年金連合会」へ移転します。

○企業年金連合会……

厚生年金保険法に基づき厚生年金基金の連合体として設立され、厚生年金基金を短
期間で脱退した人の年金を一元的に管理して年金を給付する事業を行っています。

このご案内とあわせて別紙『脱退一時金受給手続きのご案内』をご一読
いただき、あなたが選択した内容を別添『選択届』に記入し、当基金まで
ご提出ください。

●ご提出いただく期限：平成22年1月22日まで

*ご提出があり次第、当基金より必要な手続き等を別途ご案内します。

●その他

脱退一時金相当額を企業年金連合会へ移換する場合は、基本年金の支給義務
の移転と同時に行う必要があります。

そのため、脱退一時金を将来年金として受け取る予定であるが、再就職先に
脱退一時金相当額を受け入れることができる制度であるか不明である場合
は、別添『選択届』に、【選択を保留する】欄に○をつけてご提出ください。